

盛岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

自治公民館用地等として個人が所有し、又は開発行為若しくは組合施行の土地区画整理事業により自治公民館用地等として位置付けられた不動産は、本来的に地元町内会等において所有し、管理されるべきものであるが、法人格を持たない町内会等は所有権の主体となることができないため市に便宜的に寄附され、市の所有とし、無償で貸し付けてきたところである。

しかし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体は、地域的な共同活動のための不動産に限って所有権の主体となり得ることから、認可地縁団体に普通財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができる場合について定めようとするものである。

2 改正の内容

地域的な共同活動の用に供することを条件として普通財産（地域的な共同活動のために寄附を受けた不動産に限る。）を認可地縁団体に譲与又は時価よりも低い価額の譲渡をすることができることとする。

3 施行期日

公布の日